

古紙回収に関する協定書

大阪府立槻の木高等学校事務室（以下「甲」という）と、同校生徒会課（以下「乙」という）は、学校内の古紙回収について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲と乙は、地球環境の保全を目的とし、リサイクル活動の一つとして大阪府立槻の木高等学校内（以下「本校内」という）において、協力して古紙回収に取り組む。

（行動）

第2条 甲と乙は、教職員及び生徒に対し、本校内で発生したリサイクル可能な古紙について、ゴミ置き場内の古紙回収ステーションに集めるように呼びかける。

（ステーションの管理）

第3条 乙は、古紙回収ステーションの清掃及び整理などの管理を行う。

（古紙回収業者の選定等）

第4条 甲は、古紙回収業者の選定を行う。

（古紙回収業者への連絡）

第5条 乙は、古紙回収ステーションの状況を確認し、適宜古紙回収業者に連絡し、古紙回収を依頼する。

（収益金）

第6条 甲は、古紙回収業者に回収を依頼した際に発生する収益金を、生徒会会計に収入する。

（収益金の利用）

第7条 古紙回収で発生した収益金は、生徒会において予算を作成し有効に利用する。
なお、古紙回収に必要となる消耗品は生徒会会計から支出する。

この協定を証するため、本書2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年2月1日

甲 大阪府立槻の木高等学校事務室

事務長 河嶋憲治 

乙 大阪府立槻の木高等学校生徒会課

生徒会課長 戸野佑亮 